

日 薬 情 発 第 33 号
令和 8 年 5 月 25 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 渡 邊 大 記

医療費助成のオンライン資格確認ができなかった時の代替措置について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室より、別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

これまで、医療費助成の資格確認の際に、マイナ保険証で資格確認が行えなかった場合は、紙の医療受給者証が必要でしたが、令和 8 年 5 月 25 日より、医療保険と同様に、医療費助成においてもマイナポータル画面の表示によって代替措置が可能になるとのことです。

会務ご多用のところ誠に恐れ入りますが、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 8 年 5 月 22 日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室

医療費助成のオンライン資格確認ができなかった時の代替措置について

厚生労働行政につきまして、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

マイナンバーカードを活用した医療費助成（公費負担医療及び地方単独医療費助成をいう。以下同じ。）のオンライン資格確認については、令和 8 年度中に全国規模での導入を目指しているところです。

当該事業に先行実施として既にご参加いただいている自治体・制度においては、医療機関・薬局等の窓口でマイナ保険証をカードリーダーにかざすことにより、医療費助成の資格確認を行うことができるとともに、利用者はマイナポータルにおいて医療受給者証の情報を確認できるようになっています。

これまで、マイナ保険証をカードリーダーにかざした際、機器の不具合等の何らかの事情により読み取りができず、資格確認が行えなかった場合には、医療保険（※）とは異なり、マイナポータルによる対応はできず、医療費助成においては紙の医療受給者証の提示が必要となっていました。

今般、令和 8 年度末には 1,400 を超える自治体が医療費助成のオンライン資格確認を導入予定であることを踏まえ、利用者の利便性向上の観点から、令和 8 年 5 月 25 日より、マイナポータルにおける医療受給者証の表示画面を見直し、マイナポータルによる代替措置を可能とすることとしました。

貴会におかれましては、本件について御了知いただくとともに、貴会会員に対する周知に御協力くださいますようお願いいたします。なお、本見直し内容については、関係省庁及び関係部局と協議済みであることを申し添えます。

また、マイナポータルにおける健康保険証の表示画面についても、マイナンバーカードを搭載したスマートフォンのみを持参した場合に対応できるよう、記載の見直しを行いますので、あわせて御承知おきください。

（※）医療保険においては、「マイナンバーカード及びマイナポータル画面の提示」（マイナンバーカードを搭載したスマートフォンのみを所持している場合には、その場でログインの上、マイナポータル画面のみの提示）による代替措置により、資格確認を行うことが可能とされています。

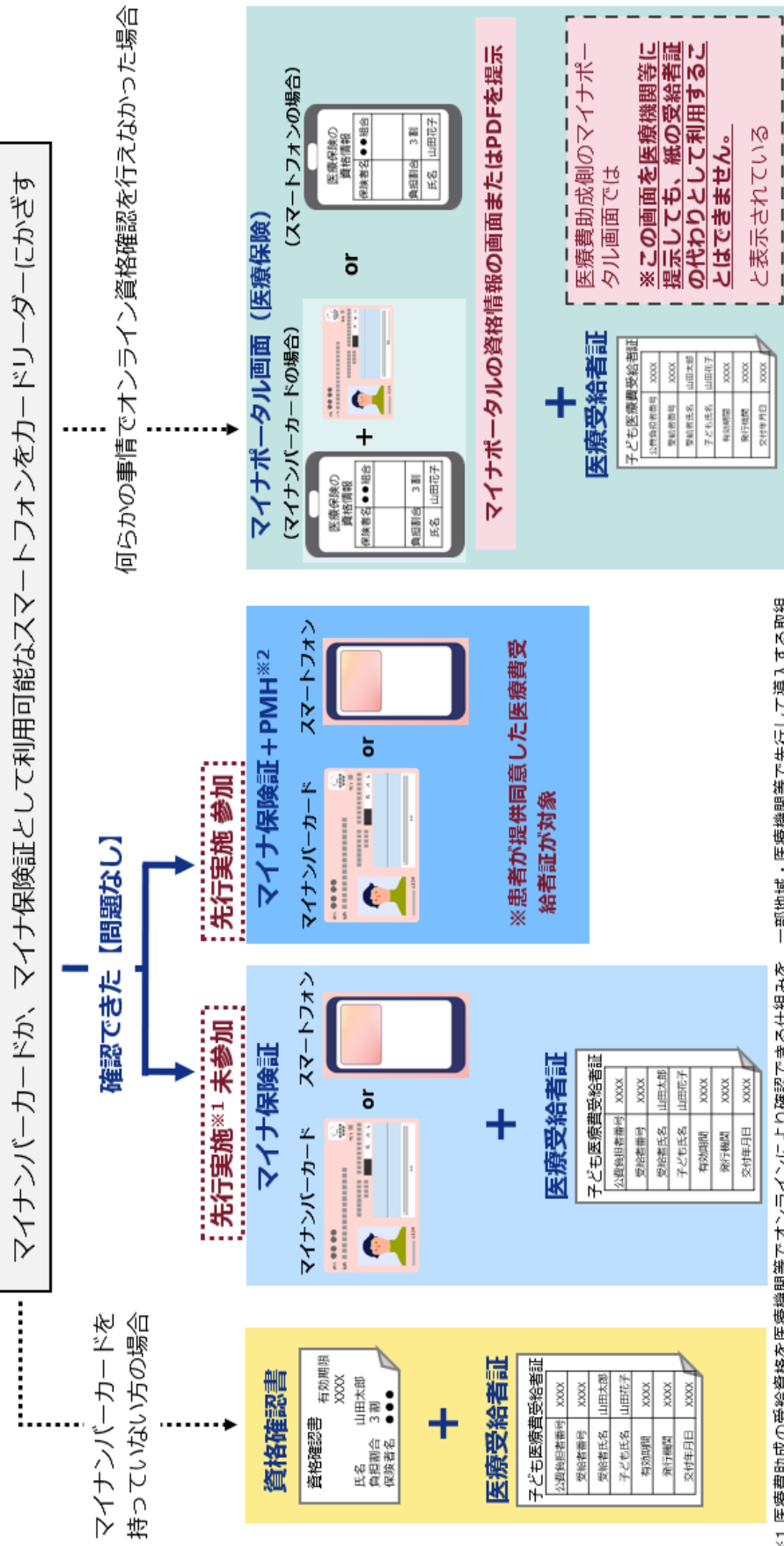
【照会先】

厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室

E-mail : jousan@mhlw.go.jp

マイナ保険証による医療費助成の資格確認方法 ※現行

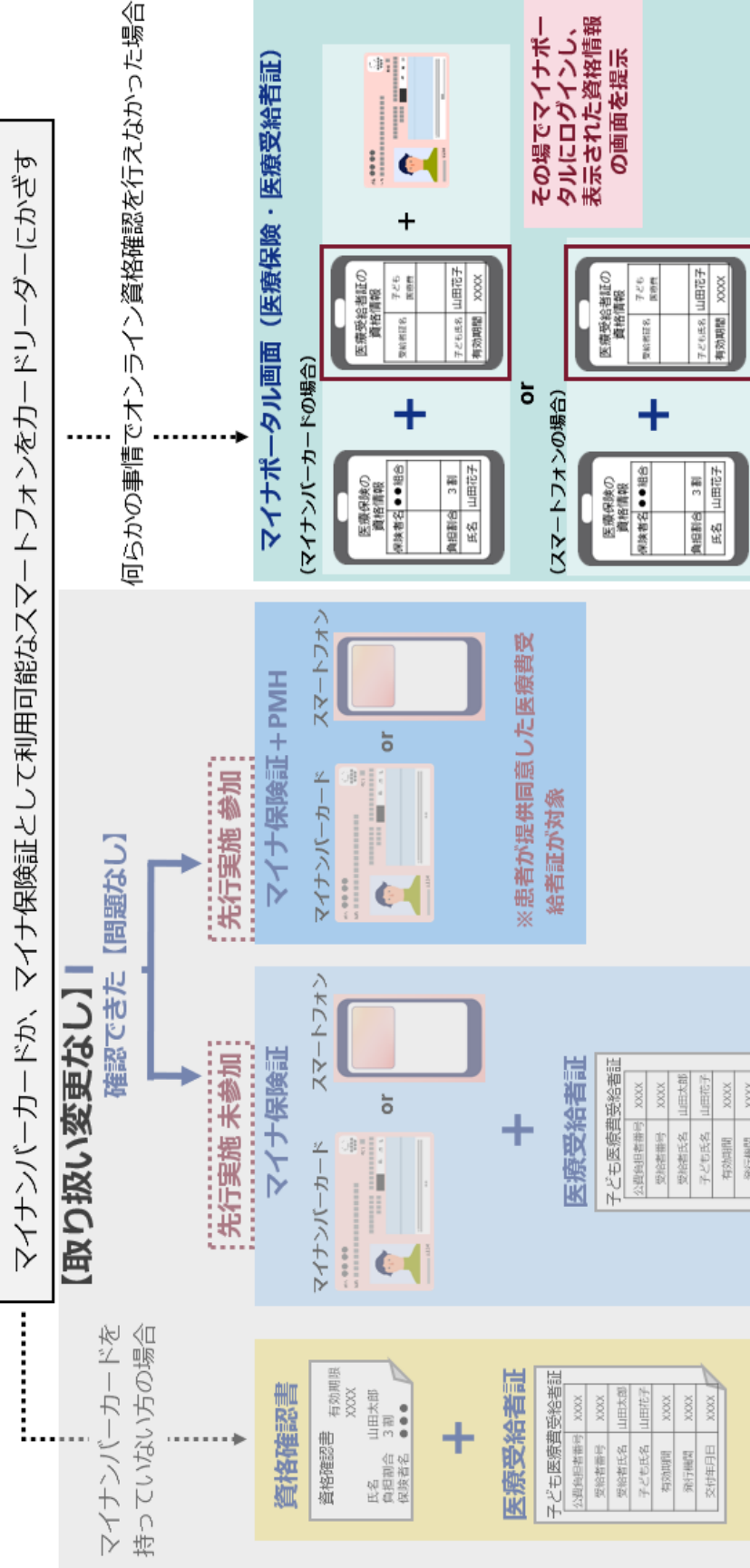
- 何らかの事情によりマイナンバーカード（スマートフォンを含む）が読み取れずマイナ保険証で資格確認が行えなかった場合、医療保険において、マイナンバーカードとマイナポータルの資格情報の画面またはPDF（マイナンバーカードを搭載したスマートフォンの場合はその場でマイナポータルにログインし、表示された当該画面のみ）を提示するという代替措置で資格確認が可能。
- 他方で、医療費助成においては、代替措置が設けられておらず、医療受給者証を持参していない場合は現物給付を受けることができない状況。



※1 医療費助成の受給資格を医療機関等でオンラインにより確認できる仕組みを、一部地域・医療機関等で先行して導入する取組
※2 Public Medical Hub：自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム

マイナ保険証による医療費助成の資格確認方法 ※見直し後

- 令和8年度末には、1,400を超える自治体が医療費助成のオンライン資格確認を導入予定であり、利用者の利便性向上の観点から、代替措置を設けることとした。
- 代替措置については、医療保険の代替措置を踏まえ、マイナンバーカードとマイナポータルにログインし、表示された医療受給者証の画面（マイナンバーカードを搭載したスマートフォンの場合）を提示する方法とした。



※紙の医療受給者証により資格確認を実施することも可能
※再診等の患者で、マイナポータル画面の提示ができない場合は、患者への口頭確認（医療保険と同様の対応）

マイナポータルにおける医療受給者証の表示画面（新旧）

＜現行＞

電話番号



PMH特記事項

(自己負担上限額種別またぎの合算条件)医科歯科入外、医科歯科入院、医科歯科外来、薬局、医科入外、医科入院、医科外来、歯科入外、歯科入院、歯科外来、訪問看護は合算管理の対象である。

※ この画面を医療機関等で提示しても、紙の受給者証の代わりとして利用することはできません。



＜修正後＞ ※令和8年5月25日以降

上、相応日立又援医療機関（以下「相応医療機関」という。）で認定を受けた医療を受診する場合は、被保険者証とともに必ずこの証を窓口提示してください。

※ 医療機関・薬局等でマイナ保険証の読み取りができない場合、この画面とマイナバーカードをセットで提示することで受付ができます。
また、マイナバーカードを搭載したスマートフォンをお持ちの場合は、その場でマイナポータルにログインして、この画面のみを提示することで受付ができます。

その他の記録

マイナポータルにおける健康保険証の表示画面（新旧）

＜現行＞

マイナバーカードの健康保険
証利用

登録済

利用登録状況

医療機関・薬局でマイナバーカードを受付に提示できず。
[医療機関・薬局でのご利用方法](#)

資格情報

令和5年12月24日時点

資格情報をPDFで保存

医療機関・薬局でマイナバーカードの読み取りができない場合、この画面もしくは資格情報のPDFとマイナバーカードをセットで提示すると受付ができます。

iPhone (Safari) でのファイル保存方法



＜修正後＞ ※令和8年5月25日以降

マイナバーカードの健康保険
証利用

登録済

利用登録状況

医療機関・薬局でマイナバーカードを受付に提示できず。
[医療機関・薬局でのご利用方法](#)

資格情報

令和5年12月24日時点

資格情報をPDFで保存

医療機関・薬局でマイナ保険証の読み取りができない場合に活用できます

iPhone (Safari) でのファイル保存方法

区分
一般

記号
1234567890



資格情報をPDFで保存 V を押下するとアコーディオンが開く V で保存

医療機関・薬局等でマイナ保険証の読み取りができない場合に活用できます
医療機関・薬局等でマイナ保険証の読み取りができない場合、この画面または資格情報のPDFファイルとマイナバーカードをセットで提示することで受付ができます。
また、マイナバーカードを搭載したスマートフォンのみをお持ちの場合は、その場でマイナポータルにログインして、この画面のみを提示することで受付ができます。